

外来医療計画に基づく 医療機器共同利用計画について

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏(令和3年10月現在)

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

三次医療圏

52医療圏(令和3年10月現在)

※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6医療圏)

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業…6つの事業(救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

概要

- 外来医療計画とは、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の規定に基づく、**医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたもの**である。
- 都道府県は、二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(以下「対象区域」という。)ごとに、**協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ協議を行い、その結果を取りまとめ公表**。
- 令和元年度中に各都道府県において外来医療計画を策定し、令和2年度から取組を進めている。令和6年度以降は3年毎に外来医療計画を見直すこととしている。

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 (法第30条の18の4)

① 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況

診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化。外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータを公表し、**新規開業希望者等に情報提供**。

② 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」(紹介受診重点医療機関)*

③ 外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進

病床機能報告対象医療機関等が都道府県に**外来医療の実施状況を報告(外来機能報告)**し、「地域の協議の場」において、**外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議**。「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関(**紹介受診重点医療機関**)を明確化。

④ 複数の医師が連携して行う診療の推進

⑤ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用

地域ごとの**医療機器の配置状況を可視化**し、共同利用を推進。

⑥ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

* 令和4年4月施行

外来医療の協議の場 (外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン)

(区 域) 二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域

(構成員) 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者

(その他) 地域医療構想調整会議を活用することが可能

共同利用計画の策定

- 人口減少・高齢化を見据えた効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器の効率的な活用を進める必要。
- 令和元年度、都道府県は、厚生労働省が作成したガイドラインに沿って「外来医療計画」を策定。
令和2年度から、外来医療計画に沿って、医療機関は、CT等の医療機器を購入する場合に共同利用計画を作成。都道府県は、共同利用の推進に向け、外来医療の協議の場（地域医療構想調整会議等）における共同利用計画の確認や、情報公表等を実施。

外来医療計画の記載事項（医療機器の効率的な活用）

- 医療機器の配置状況や保有状況等の情報
- 医療機器の共同利用の方針
- 共同利用計画の作成と確認に関するプロセス

対象となる医療機器

- ・ CT ・ MRI ・ PET
- ・ 放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）
- ・ マンモグラフィ

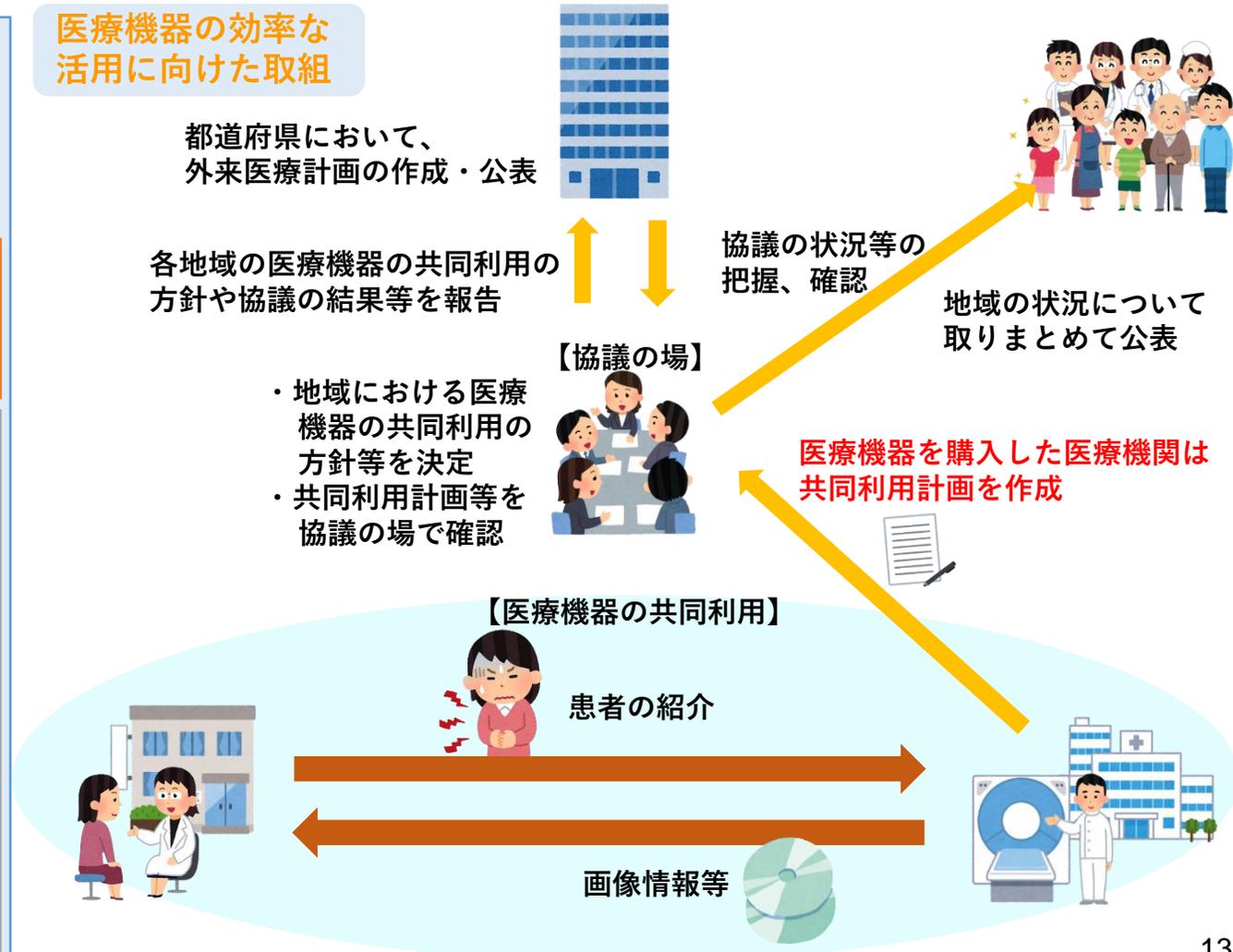
共同利用計画の作成・確認等

- 医療機器を購入する医療機関は、共同利用計画を作成（共同利用を行わない医療機関はその理由を提出）

【共同利用計画の記載事項】

- ・ 共同利用の相手方となる医療機関
- ・ 共同利用の対象となる医療機器
- ・ 保守・整備等の実施に関する方針
- ・ 画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針
- 共同利用計画の内容や共同利用を行わない理由等について、外来医療の協議の場（地域医療構想調整会議等）で確認
- 地域の状況についてとりまとめて公表

医療機器の効率的な活用に向けた取組



「滋賀県外来医療計画」の概要

[計画期間] 令和2年度～令和5年度

I 計画策定の趣旨

外来医療に係る医師偏在指標を定め、外来医療に関する情報を可視化して、その情報を新規開業者等へ情報提供することにより医師の行動変容を促すとともに、地域の医療関係者等において外来医療機能の分化・連携の方針等について協議を行うことが必要となるため、「滋賀県外来医療計画」を策定する。

II 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画の一部（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）として策定
- 関連計画との整合を図り、一体的な事業を推進（主な関連計画）
 - ・「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」
 - ・「がん対策推進計画」等

III 計画の構成

- 第1章 基本事項
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけおよび期間
 - 3 区域単位
- 第2章 外来医療機能の現状
 - 1 外来医療の現状
 - 2 滋賀県の外来医療提供体制
- 第3章 外来医療機能に関する情報の可視化
 - 1 外来医師偏在指標
 - 2 外来医師多数区域
 - 3 外来医師偏在指標等の公表
- 第4章 新規開業希望者等に対する情報提供
 - 1 地域に求められる医療機能
 - 2 新規開業希望者等に対する情報提供
 - 3 外来医師多数区域における新規開業希望者による届出および届出の際に求める事項
- 第5章 外来医療に関する協議の場の設置
 - 1 外来医療機能に関する協議
 - 2 地域で不足している外来医療機能
 - 3 協議の場における合意の方法および実効性の確保
- 第6章 医療機器の効率的な活用に係る計画
 - 1 医療機器の効率的な活用に関する考え方
 - 2 医療機器の保有状況
 - 3 医療機器の配置状況
 - 4 医療機器に関する協議の場の設置
 - 5 医療機器の効率的な活用のための検討
- 第7章 計画の推進
 - 1 進行管理

IV 計画の概要

外来医療機能に関する情報の可視化

- 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を**外来医師偏在指標**として可視化
- 外来医師偏在指標とは、診療所の外来医療需要・人口、患者の流入・流出、医師の性別・年齢分布等を考慮した全国の外来医師偏在状況を比較するための新たな指標
- 外来医師偏在指標の値が全国上位33.3%に該当する二次医療圏を、**外来医師多数区域**と設定

《滋賀県の二次保健医療圏別外来医師偏在指標》

圏域名	外来医師偏在指標	全国順位 (335二次医療圏中)	区分
大津	118.0	55位	外来医師多数区域
湖南	98.5	156位	
甲賀	83.5	267位	
東近江	95.0	183位	
湖東	101.2	142位	
湖北	90.2	226位	
湖西	93.9	195位	

新規開業希望者等に対する情報提供

- 外来医師偏在指標および、外来医師多数区域である二次医療圏の情報を、医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータと併せて公表し、**新規開業希望者等に情報提供**

外来医療に関する協議の場の設置

- 各圏域に設置されている地域医療構想調整会議を地域ごとにどのような外来医療機能が不足しているか議論を行う、**協議の場**として活用する
- 外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、**初期救急（夜間・休日の診療）、在宅医療、公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）等の地域で不足する医療機能に関する情報を提供する**

外来医療計画の実効性を確保するための方策

- 外来医師多数区域においては、**届出様式を定め、新規開業希望者に対し、地域で定める不足医療機能を担うことに対する考え方を確認する**
- 届出の内容については協議の場において確認を行う

【参考】無床診療所の開業規制を行う場合の課題

- ・ **自由開業制との関係**（現行制度上、医師免許は開業免許と位置付けられており、憲法で保障された営業の自由との関係の整理が必要）
- ・ **国民皆保険との関係**（国民皆保険を採用する我が国においては、保険上の制限も実質上の開業制限）
- ・ **雇入れ規制の必要性**（開業規制を行うのであれば、雇入れ規制が必要であるが、これは事実上困難）
- ・ **新規参入抑制による医療の質低下への懸念**（新規参入がなくなれば、医療の質を改善・向上するインセンティブが低下する懸念）
- ・ **駆け込み開設への懸念**（病床規制を導入した際は、S59～H3の間に238,916床増床）

医療機器の効率的な活用に係る計画

今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器の効率的な活用に関する検討を行う

医療機器の配置状況に関する情報の可視化

- 地域の医療ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を**医療機器の種類ごとに指標化し、可視化**
 - ※ CT、MRI、PET（PETおよびPET-CT）、放射線治療（リニアックおよびガンマナイフ）、マンモグラフィの項目ごとにそれぞれ可視化

医療機器の保有状況等に関する情報提供

- 医療機器の配置状況に関する指標に加えて、**医療機器を有する医療機関についてマッピングに関する情報や、共同利用の状況等について情報を公表**

医療機器の効率的活用のための協議

- 医療機器の効率的活用のための**協議の場を設置**（外来医療機能の協議の場を活用）
- 医療機器の種類ごとに**共同利用の方針について協議を行い、結果を公表**
 - ※ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合を含む。
- 共同利用の方針に従い、医療機関が医療機器を購入する場合や、当該機器の共同利用を新たに行う場合には、**共同利用に係る計画を作成し、定期的に協議の場において確認**

外来医療計画に基づく医療機器の共同利用について

参考：医療機器の保有状況 令和2年3月時点

	病院保有台数					一般診療所保有台数				
	CT	MR I	PET	マンモグ ラフィー	放射線治療 (体外照射)	CT	MR I	PET	マンモグ ラフィー	放射線治療 (体外照射)
全国	8,344	4,787	457	2,699	1,041	5,782	2,209	129	1,649	119
滋賀県	68	52	7	29	14	42	9	0	7	0
大津	18	16	1	6	5	8	1	0	0	0
湖南	14	12	5	7	3	12	4	0	4	0
甲賀	7	5	1	3	1	6	3	0	0	0
東近江	14	8	0	5	2	4	0	0	2	0
湖東	5	4	0	4	1	5	0	0	1	0
湖北	7	5	0	3	2	6	1	0	0	0
湖西	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0

滋賀県外来医療計画P17より抜粋

医療機器共同利用計画書提出のお願い

平成30年(2018年)7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」に基づき、滋賀県では令和2年(2020年)3月に「滋賀県外来医療計画」を策定し、医療機器の共同利用を推進することとしております。

つきましては、令和4年8月1日以降にCT・MRI等の対象医療機器を設置・更新した医療機関におかれましては、本計画に基づき「医療機器共同利用計画書」の提出に御協力をお願いします。

- 1 目的 今後、人口減少がさらに進み、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的な活用を進める必要があるため
- 2 対象 令和4年8月1日以降に、CT、MRI、PETおよびPET-CT、放射線治療装置(リニアックおよびガンマナイフ)、マンモグラフィー医療機器を設置・更新する病院および一般診療所
- 3 提出時期 対象医療機器設置後10日以内に提出をお願いします
- 4 提出方法 郵送、持参により提出してください
- 5 提出先 所管する保健所（※大津圏域は、滋賀県庁医療政策課企画係）
- 6 その他
 - ・ 回答内容は、地域医療構想調整会議(※)において、確認いたします。
 - (※ 二次保健医療圏ごとに設置されている、医療関係者・行政関係者・保険者等で構成する圏域内の医療提供体制について検討を行う会議)

■ FAQ(よくある問い合わせ)

Q 「医療機器共同利用計画書」の提出を求める理由は。

⇒ 今後、人口減少がさらに進み、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的な活用を進める必要があることから、共同利用計画書の提出をお願いするものです。

Q 医療機器の共同利用の定義は。

⇒ 連携先の医療機関による医療機器利用のほか、連携先の医療機関からの紹介患者の受け入れや、画像情報および画像診断情報の提供などが含まれます。

Q 共同利用の対象となる医療機関は。

⇒ 病院、一般診療所(有床診療所・無床診療所)となります。(※歯科診療所および一般外来を行わない医療機関は対象外)

Q すでに購入・設置している医療機器は報告対象となるか。

⇒ 報告対象外ですが、医療機器の共同利用は、効率的な医療体制を推進する上で望ましいことから、報告・情報提供いただくことを妨げるものではありません。

Q 会議ではどのような事項を確認するのか。出席を求められるのか

⇒ 「医療機器共同利用計画書」の内容について確認することになります。会議への出席は、必須ではありませんが、場合によってはお願いすることがあります。

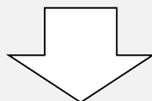
医療機器共同利用計画書 手続きフローチャート

医療機関から共同利用計画書提出

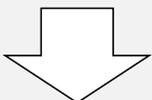


各保健所

① 計画書の受理、内容の確認



② 地域医療構想調整会議での確認
※ 書面開催による確認 可



③ 医療政策課へ確認結果を報告

- 医療機器共同利用計画書
- 地域医療構想調整会議 結果



医療政策課

共同利用する場合には、HPへ掲載

医療機器共同利用計画書

別紙 1

年 月 日

滋賀県知事 殿
(保健所経由)

	所在地	
	担当者名	
	連絡先	
共同利用 対象機器	種 別	① CT ② MRI ③ PETおよびPET-CT ④ 放射線治療（リニアックおよびガンマナイフ） ⑤ マンモグラフィー
	製品名（メーカー名）	
	主な仕様および台数	
	設置年月日	年 月 日
共同利用の方針	・共同利用する	方法（共同利用する場合） ・連携先の病院又は診療所による機器使用 ・連携先の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供 ・その他（ ）
	・共同利用しない	理由（共同利用しない場合）

※以下は、共同利用する場合のみ記載

共同利用 相手方 医療機関	名 称	所 在 地
	上記以外に共同利用の相手方医療機関について（ 追加可能 ・ 追加不可 ）	
保守・整備等の実施に関する方針 (保守点検予定時期、間隔、方法等)		
画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針（提供方法）		ネットワーク・デジタルデータ（CD・DVD）・紙ベース・その他
備 考		

※「共同利用相手方医療機関」について、共同利用の相手方となる医療機関が決まっていない場合は、「当院に対して共同利用の申し出があった医療機関」などと記載し、備考欄に自院において、共同利用の相手方となる医療機関を確保するための取組を記載すること。

医療機器共同利用計画書

令和5年4月18日

滋賀県知事 殿
(保健所経由)

病院又は診療所	名称	(独) 国立病院機構東近江総合医療センター
	所在地	滋賀県東近江市五智町255番地
	担当者名	企画課 小西 宏一
	連絡先	0748-22-3030
共同利用対象機器	種別	① CT ② MRI ③ PETおよびPET-CT ④ 放射線治療(リニアックおよびガンマナイフ) ⑤ マンモグラフィー
	製品名(メーカー名)	AMULET Innovality (富士フィルムメディカル株式会社)
	主な仕様および台数	1台
	設置年月日	令和5年3月28日
共同利用の方針	・共同利用する	方法(共同利用する場合) ・連携先の病院又は診療所による機器使用 ・連携先の病院又は診療所からの患者の受入, 画像情報及び画像診断情報の提供 ・その他()
	・共同利用しない	理由(共同利用しない場合)

※以下は、共同利用する場合のみ記載

共同利用相手方医療機関	名称	所在地
		奥田医院
	上記以外に共同利用の相手方医療機関について (追加可能 ・ 追加不可)	
保守・整備等の実施に関する方針 (保守点検予定時期、間隔、方法等)	1年間の保証期間を終了後は、メーカーと保守契約を締結し、定期的に点検を実施する	
画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針(提供方法)	ネットワーク・デジタルデータ(CD・DVD)・紙ベース・その他	
備考		

※「共同利用相手方医療機関」について、共同利用の相手方となる医療機関が決まっていない場合は、「当院に対して共同利用の申し出があった医療機関」などと記載し、備考欄に自院において、共同利用の相手方となる医療機関を確保するための取組を記載すること。